議案第７９号

小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例

小田原市尊徳記念館条例（昭和６２年小田原市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第７条に後段として次のように加える。

この場合において、減額後のこれらの額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第１中「

円
２００
１００
１５０
１２０
８０

」を「

円
２５０
１５０
２００
１５０
１００

」に改める。

別表第２中「

円	円	円	円	円	円
1,000	1,400	1,200	2,900	3,100	4,500
1,700	2,200	1,900	4,500	4,800	7,000
800	1,100	1,000	2,300	2,500	3,700
400	500	500	1,000	1,100	1,600
200	300	300	600	600	900
１人１泊につき２，０００円					

」を「

円	円	円	円	円	円
1,200	1,600	1,400	3,200	3,500	5,100
2,000	2,600	2,200	5,300	5,500	8,300
950	1,300	1,200	2,600	2,800	4,100
450	600	600	1,200	1,300	1,900
250	350	350	650	800	1,100
１人１泊につき２，４００円					

」に改め、同表備考１中「得た額」の次に「（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨て

た額）」を加える。

別表第３中「

円 1,000	円 1,400	円 1,200	円 2,700	円 2,900	円 4,200
400	500	500	1,000	1,100	1,600
200	300	300	700	700	1,100

」を

「

円 1,200	円 1,600	円 1,400	円 3,200	円 3,500	円 5,100
450	600	600	1,200	1,300	1,900
250	350	350	650	800	1,100

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第１の改正規定は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第７条、別表第２及び別表第３の規定は、令和９年４月１日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和　８　年　９　月　１　日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

受益と負担の適正化の観点から尊徳記念館の観覧料及び使用料の額を引き上げる等のため提案するものであります。